

東海販売士協会会則

改正：平成 30 年 5 月 13 日（下線の箇所を改正）

（目 的）

第 1 条

本協会は、東海四県（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）において、販売士制度の普及振興を図り、販売士の資質向上と社会的地位を確立することにより、小売商業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（名 称）

第 2 条

本協会は、東海販売士協会と称し、英文表記を Tokai Association of Retail Sales and Management Specialists とする。

（事務所）

第 3 条

本協会は事務局を、愛知県内に置く。

（事 業）

第 4 条

本協会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 販売士制度の普及振興を図ること。
- (2) 販売士の資質向上のための講習、研修、視察会等を開催すること。
- (3) 販売士の社会的地位向上のための啓蒙活動を行うこと。
- (4) 商業に関する調査研究、情報並びに資料の収集及び刊行を行うこと。
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事業を行うこと。

（会 員）

第 5 条

本協会の会員は、東海四県に居住または勤務する正会員及び特別会員とする。

- (1) 正会員は販売士有資格者及び販売士等を指導する大学・短大・高校等の指導者、学識経験者、販売士取得を目指す者とする。
- (2) 賛助会員は商業関係団体及び本協会の目的に賛同する企業とする。
- (3) 準会員は販売士取得を目指す者で販売士有資格者以外の者とする。
- (4) 準会員は入会后 2 年以内に販売士資格を取得し正会員にならない。

（入 会）

第 6 条

- (1) 会員となることを希望するものは、別に定める手続きにより入会の申込みをしなければならない。
- (2) 前項により所定の会費を納めたときに、本協会の会員となる。

（会 費）

第 7 条

- (1) 年会費は毎年度納入するものとし、正会員 5,000 円、準会員 1,000 円とする。なお入会年度の年会費については、入会時期により年度の残り月数を考慮して年会費を減

額することができることとする。

(2) 賛助会員は一口 10,000 円とする。

(3) 会費に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

(退 会)

第 8 条

(1) 会員は、その旨を届出て退会することができる。

(2) 会員が死亡したときは退会したものとみなす。

(3) 準会員が入会后 2 年以内に販売士資格が取得できないときは退会したものとみなす。

(会員の除名)

第 9 条

会員が、次の各号に該当するときは、理事会の同意を得て除名することができる。

(1) 本協会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行ったとき。

(2) 会員の義務を怠ったとき。

(役 員)

第 10 条

本協会に次の役員を置く。

理事長 1 名

副理事長 2 名

専務理事 1 名

理事 15 名以内

監事 2 名以内

(役員の内任)

第 11 条

理事長、副理事長、専務理事、理事および監事は、総会において選任する。

(役員の内任)

第 12 条

(1) 理事長は、会務の執行を統括し、理事長に事故あるときは副理事長があらかじめ定められた順位により理事長の職務を代行する。

(2) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して会務を掌理し、理事長及び副理事長共に事故あるときは、理事長の職務を代行する。

(3) 理事は、理事会において会務の担当分野を分担し実質的な運営に携わるほか、この会則及び理事会の定めるところにより、その職務を行うものとする。

(4) 監事は、本協会の業務及び経理を監査しその監査結果を理事会に報告する。

(役員の内任)

第 13 条

(1) 役員の内任は 2 年とする。なお役員の内任を妨げないものとする。

(2) 役員は、任期満了後も後任者の就任するまで引続きその職務を行うものとする。

(3) 補欠又は増員のため就任する役員の内任は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の内任)

第 14 条

役員が本協会の名誉を毀損し、又は、目的に反する行為をしたときは、任期中であっても理事会の決議によりこれを解任することができる。この場合は、その役員に対して、その理事会の会日の 7 日前までに、その旨を通告し、理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第 15 条

- (1) 本協会に顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- (3) 顧問は、本協会の目的達成に必要な重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(支 部)

第 16 条

- (1) 本協会は第 4 条に掲げる事業の一部を分掌せしめるため、愛知県支部、三重県支部、岐阜県支部、静岡県支部を置くことができる。
- (2) 支部について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第 17 条

- (1) 本協会に事務局を設け、必要な職員を置く。
- (2) 事務局長および事務局次長は、理事長が任免する。
- (3) 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成等)

第 18 条

- (1) 理事会は、理事長、副理事長、専務理事、理事をもって構成し、理事長が必要と認めたととき、又は構成員の 3 分の 1 以上から請求があったとき、理事長がこれを召集する。
- (2) 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- (3) 監事、顧問及び支部長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第 19 条

理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の変更、解散及び残余財産の処分
- (4) 諸規程の制定又は改廃
- (5) その他この会則で定める事項
- (6) 前各号のほか、理事長が付議した事項

(定足数)

第 20 条

- (1) 理事会は、構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。
- (2) 理事会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。但し、可否同数のときは議長

の決するところによる。

(総 会)

第 21 条

- (1) 総会は年 1 回開催するほか理事長が認めたときに開催する。
- (2) 総会の議長は、理事長がこれにあたる。
- (3) 総会の議事は、出席した会員の過半数で決する。但し可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4) 総会は理事会からの提案事項ならびに重要案件について審議決定をする。

(事業年度)

第 22 条

本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(収 入)

第 23 条

本協会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(特別会計)

第 24 条

事業遂行上、必要があるときは、理事会の議決により、通常の収支と区別して経理することができる。

(会則の変更)

第 25 条

この会則の変更は、理事会において構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(解 散)

第 26 条

本協会の解散及び本協会が解散したときの残余財産の処分は、理事会において構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(規 約)

第 27 条

この会則の実施に関して必要な規約は、理事会の議決を経てこれを定める。

(附 則)

第 28 条

この会則は、平成 30 年 5 月 13 日より施行する。

第 29 条

第 28 条の施行日以前に入会した準会員は、第 8 条 (3) に関わらず平成 31 年 4 月 1 日以降 2 年以内に販売士資格が取得できないときは退会したものとみなす。